

(別紙2) 特定個人情報の移転先

No.	移転先	法令上の根拠	事務	移転する情報
1	健康推進課	番号法第9条第1項別表第一(第10項)	予防接種法(昭和三十二年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
2	生活援護課	番号法第9条第1項別表第一(第15項)	生活保護法(昭和三十五年法律第四百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
3	市税収納課	番号法第9条第1項別表第一(第16項)	地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
4	住まい政策課	番号法第9条第1項別表第一(第19項)	公営住宅法による公営住宅(昭和三十六年法律第九十三号第二条に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
5	国民健康保険課	番号法第9条第1項別表第一(第30項)	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
6	窓口サービス課	番号法第9条第1項別表第一(第31項)	国民年金による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
7	住まい政策課	番号法第9条第1項別表第一(第35項)	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
8	いきがい福祉課	番号法第9条第1項	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定	住民税の課税対象

(別紙2) 特定個人情報の移転先

		別表第一 (第41項)	めるもの	者情報
9	障害福祉課	番号法第9条 第1項 別表第一 (第47項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
10	障害福祉課	番号法第9条 第1項 別表第一 (第49項)	母子健康法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
11	子育て支援課	番号法第9条 第1項 別表第一 (第56項)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
12	医療助成課	番号法第9条 第1項 別表第一 (第59項)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
13	生活保護課	番号法第9条 第1項 別表第一 (第63項)	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
14	介護保険課	番号法第9条 第1項 別表第一 (第68項)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
15	障害福祉課	番号法第9条 第1項 別表第一 (第84項)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民税の課税対象者情報
16	保育事業課	番号法第9条 第1項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・	住民税の課税対象

(別紙2) 特定個人情報の移転先

		別表第一 (第 94 項)	保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	者情報
--	--	------------------	---	-----